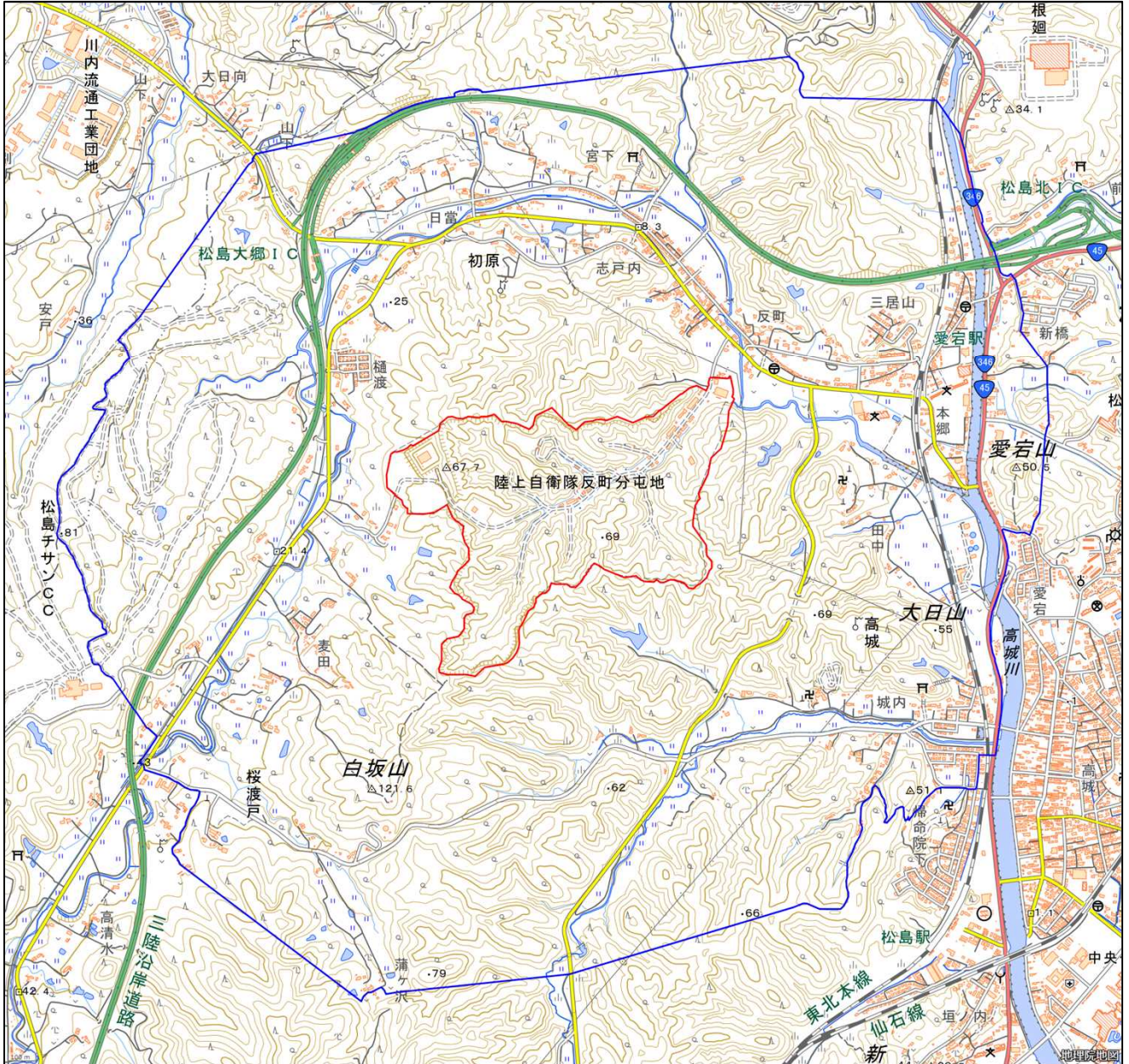


陸上自衛隊仙台駐屯地反町分屯地

対象防衛関係施設の所在地	宮城県宮城郡松島町	初原字樋の沢十六番地
対象防衛関係施設の区域	宮城県宮城郡松島町	高城、初原及び初原樋ノ沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	宮城県宮城郡松島町	<p>桜渡戸芦ヶ沢、桜渡戸欠ノ下、桜渡戸蒲ヶ沢（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸上境田（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸三反田（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸下境田、桜渡戸真言、桜渡戸檀山（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸鶴巻、桜渡戸土井下、桜渡戸中島（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸麦田（次の図面に示す部分に限る。）、桜渡戸四反田、高城（次の図面に示す部分に限る。）、高城愛宕一（次の図面に示す部分に限る。）、高城愛宕三（次の図面に示す部分に限る。）、高城居網一、高城居網二、高城石田沢一、高城石田沢二、高城井戸江一（次の図面に示す部分に限る。）、高城井戸下（次の図面に示す部分に限る。）、高城柿ノ木、高城小森一、高城小森二、高城三居山一、高城三居山二、高城城内一（次の図面に示す部分に限る。）、高城城内二、高城城内山、高城白坂、高城反町一、高城反町二、高城反町三、高城反町四、高城反町五、高城高山下（次の図面に示す部分に限る。）、高城田中一（次の図面に示す部分に限る。）、高城田中二、高城田中裏、高城動伝一（次の図面に示す部分に限る。）、高城動伝二（次の図面に示す部分に限る。）、高城動伝三、高城夏井（次の図面に示す部分に限る。）、高城根崎、高城馬場一、高城馬場二、高城前田沢、高城明神一（次の図面に示す部分に限る。）、高城明神二、高城明神三（次の図面に示す部分に限る。）、高城明神四（次の図面に示す部分に限る。）、根廻音無（次の図面に示す部分に限る。）、根廻桐田（次の図面に示す部分に限る。）、根廻山王前（次の図面に示す部分に限る。）、根廻苗迫（次の図面に示す部分に限る。）、根廻根崎山神、初原（次の図面に示す部分に限る。）、初原岩清水、初原欠田、初原金井神、初原黒ヶ沢、初原志戸内、初原砂押、初原樋田、初原中田、初原日当、初原根廻、初原馬場、初原原、初原樋ノ沢、初原樋渡、初原松本、初原的場、初原宮下、初原向田、初原焼林、初原山下（次の図面に示す部分に限る。）及び松島（次の図面に示す部分に限る。）</p>

	宮城県黒川郡 大郷町	川内細田山及び味明天神原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

陸上自衛隊仙台駐屯地反町分屯地周辺地域 (宮城県宮城郡松島町初原字樋の沢16番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

